

平成30年度 第2回
「江東区障害者計画等推進協議会」
議事録

1 日 時 平成31年2月13日(水) 午後1時30分～午後3時10分

2 場 所 江東区文化センター6階第1～3会議室

3 出席者

新田 收 野木村 一郎 平松 謙一 前田 元
鈴木 邦夫 榎 徳子 伊藤 真悟 山岸 了
高舘 麻貴 原田 博美 作田 純一 須原 忠彦
伊藤 善彦 田村 満子 菅 佐智子 大内 草一郎
加藤 友助 服部 亜寿佳 油井 真 中山 利恵子

(庁内計画推進委員会)

武田 正孝(福祉推進担当部長) 押田 文子(政策経営部長)
鈴木 亨(総務部長) 大塚 善彦(地域振興部長)
北村 淳子(保健所長) 伊東 直樹(こども未来部長)
長尾 潔(都市整備部長) 並木 雅登(土木部長)
武越 信昭(教育委員会事務局次長)

(庁内計画推進委員会幹事会)

内藤 貴子(障害者支援課長) 高垣 克好(計画推進担当課長)
大塚 尚史(防災課長) 市村 克典(スポーツ振興課長)
梅村 英明(福祉課長) 加川 彰(長寿応援課長)
伊藤 裕之(地域ケア推進課長) 川辺 雅司(介護保険課長)
西野 裕音(塩浜福祉園長) 綾部 吉行(健康推進課長)
堀田 誠(子育て支援課長) 鳥谷部 森夫(交通対策課長)
堀越 勉(学校支援課長)

4 会議次第

(1) 開会

(2) 議事

議事1 平成31年度障害者実態調査（案）について

議事2 平成31年度予算（案）について

(3) 閉会

5 資料

資料1 平成31年度障害者実態調査について（案）

資料2 平成31年度江東区予算案及び予算（案）概要（抜粋）

参 考 平成28年度障害者実態調査 調査票

6 傍 聴 なし

7 会議内容

〔 開 会 〕

事務局より挨拶・資料確認。

議事1 平成31年度障害者実態調査（案）について

【新田会長】 それでは、議事を進めさせていただきます。

ではまず、議事の（1）平成31年度障害者実態調査（案）につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【障害者支援課長】 それでは、事務局よりご説明をさせていただきます。

まず、資料1とお配りしております参考資料に基づきまして、平成31年度に実施する障害者実態調査について、ご説明をいたします。

それではまず、資料1をごらんください。

実態調査の目的ですが、平成32年度に策定を予定しております第6期障害福祉計画、それから第2期障害児福祉計画の基礎資料とするとともに、今後の区の施策を検討する上での基礎資料となるものです。

施策を推進していく上で障害者の方が必要としていらっしゃる支援、必要としていらっしゃるサービスなど、ニーズの把握が重要なこととなります。特に福祉サービスを利用しておらず、行政機関や相談支援員等とのかかわりが無い方のニーズについては把握しにくいところですので、そういった方が今後利用したいサービス等の把握に障害者実態調査を活用していきたいと考えております。

次に、2番として、調査対象でございますが、合計で4,800人を対象に行います。内訳としては、身体障害の方1,200人、知的障害の方1,100人、精神障害の方1,100人、重症心身障害の方100人、発達障害の方500人、高次脳機能障害の方100人、難病の方700人となっております。また、サービス提供事業者は約200カ所、障害者団体は40団体程度を予定しております。

次に、3番の調査実施時期につきましては、平成31年10月から11月の間を予定しております。

その他の詳細のスケジュールにつきましては、後ほどご説明をいたします。

続きまして、4番、調査結果報告ですが、こちらについては、年度末の平成32年3月ごろに冊子としてまとめる予定でございます。本日、外部委員の皆様には、参考に前回の報告書を閲覧用として机上に置かせていただいております。

次に、5番、調査内容ですが、こちらは障害者の生活実態や障害福祉サービス等の利用状況、今後利用したい支援の意向などを中心とする予定としております。

続きまして、6番、調査方法ですが、障害種別に基づく無作為抽出により抽出し、郵送発送することとしております。原則、自書での記入をお願いいたしますが、自書が困難な場合には、家族等による代理回答も可能とする予定でございます。

また、発達障害など手帳が交付されていない方で無作為抽出が困難な場合には、関係団体などを通じて調査票を配布し、郵送にて回収をさせていただく予定でおります。

障害者団体には、調査票に加え、ヒアリングも実施する予定でございます。障害者団体のヒアリングにつきましては、グループでの実施もあるかと思っております。

例えば、前回ですが、江東区身体障害者福祉団体連合会、江東区互助会、江東区青年会、江東区善友会の4団体、こちらのグループでヒアリングを実施させていただきました。団体の皆様には、貴重なお時間をいただくこととなりますが、ぜひご協力いただきますようお願いいたします。

裏面に行きまして、今後のスケジュールをごらんください。

先日、1月31日に開催されました地域自立支援協議会においては、調査票に対する意見をお願いしたところでございます。

4月に入りましたら、事業者を選定することとなっております。選定は、単なる入札ではなく、書類審査やプレゼンテーションにより評価の高い事業者を選定することとしております。

続いて、7月から8月にかけて、計画推進協議会及び地域自立支援協議会に調査票の案をご提示する予定でございます。そのため、4月末ごろまでに調査票に追加すべき項目、これは追加してほしいというご意見がございましたら、ぜひ皆様からいただければと思っております。

8月から10月にかけて、調査票の印刷や視覚障害の方のための点字版の作成などを行いまして、順次、発送をしていく予定でおります。

12月になりましたら、計画等推進協議会へ集計の中間報告を行わせていただきます。

翌年の平成32年1月から2月にかけて、計画等推進協議会、地域自立支援協議会へ調査結果の報告（案）を提示させていただき、年度末の3月までに、お手元にごございます冊子として取りまとめる予定としております。

その実態調査結果を平成32年度の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定の基礎資料として活用いたします。

続きまして、お配りしてございます調査票について、ご説明をいたします。

調査票のベースになる28年度に身体障害、知的障害の方に送付した調査票を置かせていただいておりますので、こちらに基づいて、ご説明をさせていただきます。

まず、1枚のシートに2ページ分、印刷されておりますが、下段に記載されておりますページ数に基づいて、ご説明をいたします。

1ページ目、2ページ目は、調査の目的、調査の記入方法、調査票の提出先などを記載しております。

1枚おめくりいただき、裏面をごらんください。3ページ目からが対象者に記入をお願いする調査票となっております。

3ページ目は、年齢等を記入していただくページになります。

次、4ページ目からですが、アンケートの対象者がお持ちになっている障害者手

帳の種類、内容、家族構成についてとなっております。また、障害のある方の高齢化や重度化とともに、介護者の高齢化も進んでおります。その実態を改めて把握するため、同居をされていらっしゃる方がいる場合には、同居者の年齢を調査票の後段でお答えいただくような形式にしております。

続いて、5ページ目をごらんください。

こちらは、本区としても課題と認識しております医療的ケアを在宅で受けているか、また受けている場合には、具体的な医療的ケアの内容についてお聞きするものとなっております。

問の8では、居宅介護サービスの利用状況についてでありまして、週当たりの利用時間数及び不足しているのか、充足されているのか等についてとなっております。

続いて、6ページの中段からは、項目2、お仕事や学校生活についてとなっております。

1ページおめくりいただき、7ページ目になりますが、こちらでは、平日の過ごし方を把握するとともに、仕事をする上での困りごとについて何う内容となっております。障害者の方の社会参加・参画の視点からも、仕事をすることは大切なことのひとつであると考えておりますので、仕事をしている方々の困りごとの把握に努めていきたいと考えております。

続いて、8ページですが、こちらは、今後の目標ですとか、学校の卒業後に希望する進路についてになっておりまして、一般就労が困難な方も多くいらっしゃる想定されますので、希望する通所施設について、受け皿として整えていくための基礎資料とすることも考えております。

続いて、9ページをごらんください。

こちらは、学校等での困りごとのほか、平日何もしないで過ごしていらっしゃる方について、その理由を尋ねることとしております。

10ページ目では、障害のある方が仕事を進めていく上で、求めている支援の把握に努めていく内容となっております。

続いて、11ページをごらんください。

こちらからは、項目3、社会参加やコミュニケーションについてということで、まず障害のある方の社会参加ですとか、余暇活動を支援する同行援護ですとか、移動支援について、利用状況や利用していない場合は理由を把握するための質問とな

っております。

12ページ、こちらについては、コミュニケーションについての手法や困りごとについて把握をすることとしております。

続いて、13ページをごらんください。

項目の4ですが、福祉に関する情報、相談先についてということで、福祉に関する情報の入手先、困ったときの相談先及び相談しやすい体制に何を求めているかの情報把握に努めてまいります。

本区としても、相談機能の充実が喫緊の課題と認識しておりますので、引き続き調査票に必要な項目として検討していきたいと思っております。

続いて、15ページをごらんください。

こちらは、項目の5、福祉サービスの利用についてでございます。

利用したことがあるサービスですとか、事業者が近くにない、予約が取れないなどの理由で利用を控えたことがあるのかを確認いたします。現状でどのようなサービス提供事業者が不足をしているのかというのを把握するのはもちろんですが、今後の見込みの参考として、サービス提供事業所の拡充に役立てていきたいと考えております。

続いて、17ページでございます。

こちらからはサービス提供事業者に望むことや今後利用したいサービスの意向を確認いたします。

1枚おめくりいただきまして、19ページでございます。

こちらは、項目の6、暮らしについてとなっております。

現在の住まいを確認するほか、住まいに関する支援、経済的な視点、将来の希望を伺うこととしております。今後希望する暮らしや必要な支援について伺う予定です。障害のある方が地域で生き生きと生活を送ることができるように支援体制を構築していくことが必要ですので、この項目については、今後の施策の方向性を確認する意味でも大切な項目として考えております。

続いて、22ページをごらんください。

項目7、災害時の支援についての項目となります。

避難行動要支援者名簿や災害時に必要な支援について、確認をいたします。地域自立支援協議会の部会でも勉強会等を開催しておりますことから、さまざまな機関や区

の関連所管と連携して、検討をしてみたいと思います。そのための基礎となるような調査ができればと考えております。

続いて、1枚おめくりいただき、23ページをごらんください。

こちらについては、8番、障害者施策についてとなっております。ここでは、障害者差別解消法、障害者虐待防止センターについての内容となっております。制度や相談窓口が区民に浸透しているのか等について確認する予定としております。

25ページからは、10、共生社会の実現についてということで、ご近所との関係性ですとか、手助けをしてもらった経験等を確認させていただき内容となっております。

また1枚おめくりいただき、飛びまして、29ページでございますが、ここからが介護者の方にお尋ねをする内容となっております。

まず、介護者の年齢、日ごろ介護に当たり感じている悩みですとか不安について尋ねる内容となっております。また、介護者のけがや病気で長期間介護ができなくなった場合、どのような対応を考えているかを尋ねております。

緊急時に求められる支援を明確にすることは、障害のある人とその介護者も地域で安心をして暮らしていくために大切な要素の一つであると考えておりますので、改めて状況の把握に努める必要があると考えております。

また、医療的ケアの必要な方の実態を把握するため、本調査とは別に調査を予定しております。医療的ケアの必要な方がどの程度いて、どのようなケアを必要としているかというのを把握して、障害福祉計画策定の参考にするとともに、施策の方向性を検討する材料にしていきたいと考えております。

ただ、医療的ケアの必要な方につきましては、実態調査だけではなかなか捉えにくい対象となりますので、調査の方法として、実際に支援をしている事業所ですとか、特別支援学校等に調査票を配布させていただき、ご回答いただくような形を検討しております。

なお、本件につきましては、地域自立支援協議会の児童支援部会から提案のあったものですので、地域自立支援協議会及び児童部会と連携し、詳細について検討してみたいと考えております。

説明は以上となります。

【新田会長】 ありがとうございます。

それでは、ここまでの説明で、何かご意見、ご質問等ございましたら。

はい、じゃ、加藤委員、お願いします。

【加藤委員】 区民委員の加藤です。

ちょっと気になったので質問なんですけど、調査対象の4,800人というのは、どのようにして抽出されたものなのか。母集団に対して、サンプリング、ある程度の信頼度、アプローチなど設定されると思うんですけど、どのようにして選ばれたのかなというのが気になりました。

【新田会長】 では、これについては、事務局のほうでお願いいたします。

【障害者支援課長】 障害者手帳を所持していらっしゃる方から、区の情報システムでランダムに抽出をするという方法をとっております。

ただ、発達障害ですとか、高次脳機能障害、あと難病の方は、障害者手帳を取得されていない方もたくさんいらっしゃるんで、母集団として取るのがすごく難しいんですね。なので、そういった方たちにつきましては、通所先ですとか団体のほうから情報をいただきながら、なるべく偏りのない形で配布をさせていただくという、情報提供をいただきながら集めているという状況でございます。

【新田会長】 よろしいですか。それでは、服部委員、お願いします。

【服部委員】 済みません。区民委員の服部です。

同じようなことなんですけど、前回、ランダムに郵送で出して、どれぐらいの割合で戻ってきたかを教えていただきたいと思います。自分の子供も障害がありますが、郵送でいきなり自分のところにいきなりこういうのが来て、答えてくださいと言われて答えてくれる人って、そんなに大勢いるのかなと思ひまして。

郵送より確実に答えてくれるように、学校とかそういう施設などでアンケートをとったほうが確実に声が聞けるのかなと思います。大人は難しいので、ランダムでも大丈夫と思ひますし、もしあれでしたら、相談支援とかそういう人たちにお願ひするのもいいのかなと思ひのですが。

あともう一つ、知的障害者用のアンケートが、知的障害者の人が答えるにはちょっと項目が多過ぎると思ひました。本人が答えるのは難しく、結局介護者の方が答えることになるんじゃないのかなと思ひアンケートのつくりだなと感じたのですが。

そして、項目が45項目もあるので、半分とか、もう少し少なくならないのかなと。答えるのにしても45項目というのはちょっと多いのかなと思ひましたが、そ

う感じるの私だけかもしれないんですが、どうですかねという感じです。

【新田会長】 いかがですか。

【障害者支援課長】 恐れ入ります。まず、回収率のご質問だと思うんですけども、前回の数値を申し上げますと、郵送で合計で4,868通配布させていただきました。回収が2,601件なので、回収率としては53.4%になります。

回収率を上げるためには、相談支援事業所とかを経由したほうがいいんじゃないかというご意見は確かにあると思います。無作為抽出による調査票の配布になりますと、どういった調査でも、回収率を上げるというのは難しいところではあると思うんですけども、なるべく多くの方にランダムにというところを考えますと、相談支援事業所等をお願いした場合に、重複して配布が行ってしまったりとか、そういうこともありますので、郵送での配布ということで実施をさせていただければと考えております。

それから、知的障害の方に対する質問項目として、多過ぎるのではないかとか、内容が難し過ぎるのではないかとというご意見についてなんですけど、確かにおっしゃることもよくわかります。一口に知的障害と言いましても、障害の重さがどれぐらいかというの、それぞれの方の特性によってきますので、頑張れば何とかご自分で答えられるものもあるかもしれないです。

ただ、実情としては、介護者の方にお答えいただく内容が多いのかもしれないです。そうすると、介護者の目線でというところにもなってくると思うんですけど、そういった中では、なかなかご本人から聞き取りするのが難しいというのがある部分あると思いますので、団体へのヒアリングですとか、あと施設に対するヒアリング等によって補完をして、なるべく公平性のある内容で調査をしていきたいと考えております。

以上です。

【新田会長】 よろしいでしょうか。

どうぞ。

【加藤委員】 すみません。数字が聞けたので、またちょっと気になっちゃったんですけど、53%の内訳で、1番から7番まで、各障害あると思うんですけど、それぞれでパーセントの異なりがあったりするのとか、あとサンプルの回収率を上げるために、成果の割合を上げるためのABテストであったり、そのほか何か回収率

を上げるための施策というのは、個別にとられたりしているでしょうか。

【新田会長】 この点いかがですか。

【障害者支援課長】 事務局、障害者支援課長です。

回収率を上げる方策というのは、いい方策があればぜひ取り入れたいと思うんですけども、具体的には取り組めていないのが実情で、なかなか難しいのかなと思います。回収率に関しては、身体、知的、精神、重症心身障害、高次脳機能障害、発達障害、難病でそれぞれとっているんですけども、少ないところで50%、多いところで65%ぐらいまでの幅で回答をいただいておりますので、その回収率の平均が、先ほど申し上げた数字となっております。

以上です。

【新田会長】 アンケートだとすると、50%を超えているというのは異常に高いという感じなんですよ。

【加藤委員】 そうですね。郵送だとそうですね。

【新田会長】 というか、あまり高過ぎると、これって何か操作されてるんじゃないかというふうに感じてしまうので、随分頑張っているなというような印象ですけど。皆さん、いろいろな印象を持たれるかと思います。

【加藤委員】 すみません、区民委員、加藤です。

僕は広告系の会社に従事してまして、統計学もやっている、そういうアナリストなので、どうしても統計を考えてしまうんですけど、確かにやり過ぎは偏ってしまうので。50%、郵送で得られるというのは、なかなか高いなとも思いますし。納得です。

【新田会長】 今、手を挙げられた方、お願いします。

【中山委員】 視覚障害者の中山です。

前回の調査のときにもお願いをしましたが、視覚障害者が回答する場合、もちろん点字での回答、墨字での回答あるかと思うんですが、自分で回答するといったときに、やはりメール版というのは今後必要かと思います。メールにすることで、例えば手に障害がある方、自分で書けない方も、パソコンであれば入力できるということもあるかと思うので、その辺は前回もお願いをしたので、やり方にも工夫が要ると思いますが、検討してほしいです。

介護者が書く資料と本人が書く資料は、できれば紙を別にしてほしい。というの

は、家族がなかなか本人の前で書きにくいことは書けないんじゃないかなということですので、紙を別にしてほしい。

それから、視覚障害者の場合、代筆は、実は家では家族がいない場合は、ヘルパーはできないんじゃないかなという気がします。なので、そういう意味でもメール版のほうがいいのではないかという、これは提案です。お願いします。

【新田会長】 この提案については。お願いします。

【障害者支援課長】 事務局です。

ご提案内容につきましては、事業者とも調整が必要となってくる事業となりますので、ご意見として承りまして、検討させていただければと思います。

【新田会長】 それでは、ほかにご質問。では、須原委員お願いいたします。

【須原委員】 いいですか。のびのび福祉会の須原と申します。

前回の調査も、今回の調査も比較しながら見ているんですけども、事業者として、一番今心配して、関心を持っているのは、加齢に伴う障害の進行と支援ということですね。年齢に伴って、要望とかは違ってきますし、障害の進行もかなりありますし。障害によりますけどね。

そういう年齢別に整理できるように、可能ならばやっていただければ、事業者として、ものすごく助かります。どうやって加齢に伴う支援をしていこうかというのが今いろいろな事業者での課題になっていると思いますし、よろしくお願ひしたいと思います。

【新田会長】 この点はよろしいでしょうか。お願いします。

【障害者支援課長】 事務局から回答いたします。

調査票で年齢をお聞きするようになっておりますので、そういった集計は可能だと思いますので、ご意見として承ります。

【新田会長】 ありがとうございます。

では、先ほど挙手された田村委員、お願いします。

【田村委員】 こども発達センターの田村です。

先ほどから調査票の抽出のことで出ているので。児童の場合、この調査でいえば、発達障害の用紙が該当していくのかと思うんですが、この児童の場合、おそらく前回は各機関の協力で行われたと思うんですが、その辺はどのようにお考えなんでしょうか。

【新田会長】 よろしいですか。

【障害者支援課長】 事務局です。

田村委員おっしゃるように、各機関を通してということで、前回と同じような形で情報を集めさせていただくことを考えております。

【田村委員】 ありがとうございます。そうすると、先ほど、服部委員からのご質問にありました、より効率的なところでは、児童はとにかく利用されている児童発達支援事業所などを使ってということになるということですね。わかりました。

【新田会長】 ありがとうございます。よろしいですか。

【障害者支援課長】 すみません。事務局、補足させていただきますが、おっしゃるように、手帳を所持されていない方については、どうしても配布の母数をとることができないので、そういった方々につきましては、児童を含め、通所施設ですとか団体の方に情報をいただきながらという形を考えております。

以上です。

【新田会長】 ありがとうございます。

それでは、ほかにご意見。すみません、もう一つだけ。田村委員が挙がっていますので。お願いします。

【田村委員】 いいですか。すみません、別の意見なんですけど、発達障害については、今、精神の手帳で出されているかと思うんですが、その場合、お答えになる人は、精神のほうでお答えになるのでしょうか。

それから、もう一つが児童のこの用紙に発達障害という名前でつけられているのはどうかと思うんですね。つまり、ここのアンケートをお願いする方の説明のところでは、これは対象は18歳以下の児童向けのアンケートととってよろしいでしょうか。それでしたら、発達障害という名前をもうやめてしまうのはいかがなんでしょうかと。そして、発達支援とかされるのはどうなんでしょうか。提案させていただきたいんですが。

【新田会長】 では、この点、お願いいたします。

【障害者支援課長】 事務局から回答いたします。

発達障害にかかる調査票は各事業所を通じて配付していただきますので、障害者手帳をお持ちの方には、精神障害の調査票が別途郵送される可能性も少なからずご

ざいます。その場合には、どちらかの調査票にご回答いただくこととなります。なお、調査票や分析の際の表現や記載については、今後検討させていただきます。

【新田会長】 では、この辺、事務局のほうで検討していただけたらと思います。先ほど、挙手されていた油井委員でしょうか、お願いいたします。

【油井委員】 聴覚障害者団体の油井です。よろしくをお願いいたします。

話を聞いたことがあるんですけど、発達障害について、聴覚障害児でも、半分以上は発達障害の扱いと決めたという例もあります。聴覚障害者、しゃべることがちょっと曖昧、小さいときに音を聞いたという覚えがあって、その知識で言葉をしゃべる。しゃべり方がすこしおかしいということで、発達障害ではないかと間違えているところもあるのではないかとことです。そういう例がありますので、子供に対して、ちょっとその判断はどうなのかなと思うのと、もう一つ大切なことは、聴覚障害者の手帳を見せたときに、期間、例えば小さいときに失聴した、大きくなって、小学校入るちょっと前に失聴した、また18歳以上で失聴した、その3つの段階がありますが、そのときに対しての対応の仕方は、それぞれ変わると思います。それ以外、後半になると手話を使わないという人たちもいますし、手話を知らない人もいますし、そういうことのバランスというのがありますので、その辺がちょっと難しいなと思っています。その辺の対策はどうしたらいいのかなということをお聞きしたいと思います。

【新田会長】 障害の時期の点だと思うんですが、いかがでしょうか。

【障害者支援課長】 今おっしゃる点だと、また療育をどうしていくかというテーマになってくるかと思うんですけれども、実態調査の回答の件としてお伝えさせていただければ、さっき田村委員からもご提案のあった、児童についてというくくりで調査をするということであれば、そういったことについても包含して調査をさせていただけるのかなと思っています。

【新田会長】 よろしいですか。

須原委員どうぞ。

【須原委員】 聴覚障害は、発生の時期とか聴覚の程度によって全然違うんですね、支援の中身が。だから、もし調査するのならば、発生の時期とか障害の程度とか、そういうのを入れて、どういう内容を望んでいるのかとかを明らかにしたほうがいいんじゃないかということだと思います。

【新田会長】 では、事務局。

【障害者支援課長】 ありがとうございます。聴覚障害の方で、生まれつきなのか、いつ失聴したのかとか、そういったことも聞く項目を入れたほうがいいんじゃないかというご意見ということであれば、そういったことも入れることを検討させていただきたいと思います。

【新田会長】 よろしいですか。ありがとうございます。

では、ほかに何かありますか。どうぞ。

【平松委員】 おあしす福祉会の平松でございますが、別に福祉会の意見ということではなくて、精神医学者としての、どうくるかという問題ですね。あまり細かくすると際限がないんですよ。ある意味で、児童ってくくっても、児童の中に児童の精神障害ございます。だから、それは児童ということの時期の問題で考えるという、それも当然必要でしょうと。だけど、それが精神障害、知的障害、高次脳機能障害だってある。何だってあるわけですよ。

もちろん、しかも同じ児童期といっても、さっき言われたように、ごく初期の、胎生期から新生児初期の脳の障害がある場合というのが1つくられますけれども、それ以降も、どの段階で、その後の発達がどう影響を受けるかというのは、あって当然のことなんです。

だから、そこをどこに入れればいって言い出すと、こっちにもある、こっちにもある。それこそ医学的に言えば、認知症も、高次脳機能障害も、知的障害も、発達障害も、広い意味で全部精神障害。国際的に精神障害の中に全部入っているはずですね。身体機能ではないから。ということなんで、調査でやるときは、ある程度大まかなくくりとか、大まかな年代とかいうことで、とりあえずそういう形で、サンプリングですから、やることに当然なるだろうと。

もう一方で、それだけでは出てこない部分というのがそれぞれ全部あるわけですよ。ですから、ぜひその辺のところを丁寧に、団体とかヒアリング、いろいろな形で拾っていただくということがよろしいのかと思います。

【新田会長】 わかりました。調査はもちろん丁寧にやりつつ、ヒアリングの場とかも設けてくださいと、そういうご意見ですね。

【平松委員】 はい。

【新田会長】 事務局、確認ということではよろしいでしょうか。

【障害者支援課長】 はい、その流れで検討させていただければと思います。

【新田会長】 ありがとうございます。

ほかにご意見ございますでしょうか。大分時間が。最後に。

【須原委員】 ついでと言ったらおかしいんですけども、せっかくこういう調査票を出して、参考にしながらやっていくんですけども、これにプラス障害者手帳所有の基礎的なデータとか、障害者手帳所持者が何名いて、年齢別で、これもきちんと。そういう基礎的なデータ、その中から抽出するという形ですから。

それと、ものすごく気になっているのは、生まれてからの支援、障害があるかもしれない、保健所が中心になるんじゃないかなと思いますけども。乳児期の発達相談を何人受けて、何人指導しているのかとか、そういうデータもきちんと出していただいて、それでほんとうに医療が必要な人がその中で何名とか。

例えば重度の脳性まひの方などの出生率も最近曖昧になっているんですね。数字は出てないですね、江東区の中から。そういうものがないと、何かアンケートだけでほんとうに施策が立てられるのかなと心配なので、アンケートプラスそういう基礎データもぜひつけていただければ、一生懸命支援する我々としては助かるということです。

【新田会長】 これについてはいかがでしょうか。

【障害者支援課長】 事務局からお答えいたします。

手帳所持者数と基礎的データにつきましては、区のシステムから抽出できるものがございますので、そういったものはもちろん基礎的データとしてお示ししつつ、調査票で中身について、傾向等を調査していければと考えております。

実際に数字をとったほうがいいものと現実とれるかどうかというもの、なかなかこの分野は難しいものがございますので、そういったご意見はいただきながら、できるものについて、また効果の高いものについて、検討していきたいと思っております。

ご意見は、4月末までいただければと思っておりますので、この場でもし、後からこういうものがあればというものがあれば、障害者支援課にいただければ検討させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

【新田会長】 ありがとうございます。

それでは、ちょっと時間も過ぎていきますので、一旦切らせていただきますが、ご

意見等ありましたら、ご意見シートがございますので、この後、送っていただければということで、一旦この議題につきましては終了として、次の議題へと移らせていただきます。

(2) 平成31年度予算(案)について

【新田会長】 では、議事の(2)平成31年度予算(案)について、事務局から説明をお願いいたします。

【障害者支援課長】 それでは、続きまして、資料2をごらんください。資料2に基づいて、ご説明をさせていただきます。

こちらは、平成31年度の江東区の予算案ということでお示しをさせていただいております。

まず、資料2の1枚目に「障害への理解をより一層促進 k o t oパラリンピックアート計画を実施」ということで、この事業の内容について、ご説明をさせていただきます。

内容としては、障害者、障害児の方が制作したパラリンピックをテーマとしたアート作品を区内で巡回展示していくものでございます。アート作品を募集して、展示をしていくわけなんですけれども、事業内容として、その作品の募集です、こちらについては、まず区内の障害者、障害児施設の利用者の方、区内在住、在勤、在学の障害者の方、障害児の方を対象に行ってまいります。

大人も子供もどなたでも参加してつくっていただけるように、絵画、写真、書道、造形物等、作品形態は問わずに募集をしていきたいと思っております。ただし、保存が難しいものとかというのは、なかなかそれはお断りせざるを得ないと思っておりますけれども、基本的にはどんな形でもお受けできればと思っております。

応募いただいた作品については、地域ごとに、豊洲文化センターですとか5カ所の会場で巡回展示のイベントを行って行って、優秀作品を表彰していきたいと考えております。そのほか、地域の方にもぜひご来場いただいて、皆さんで楽しんで、パラリンピックを楽しみにできるようなイベントも一緒に実施をしていきたいと考えております。

今現在、事業者を募集しておりまして、プロポーザルで決定をしていきますので、具体的な事業の内容については、その提案の内容によって事業者を選定して、その

中でどうやっていくかというのを決めていくんですけれども、こういった形で皆さんに作品をつくっていただくとか、どう募集して、作品展示の際には、ぜひお越しいただきたいと思っておりますので、そういったご案内も適切にやっていただきながら、パラリンピックをみんなで盛り上げていきたいと考えております。

パラリンピック、皆さんで盛り上げていくことで、地域の方、区民の方への障害への理解を深め、また障害者の方の社会参加を促進していきたいと考えております。

あわせて、関連事業としては、スポーツ・アート活動に関する経費を補助ということで、今年度から実施しております、1施設当たり上限15万円の補助をしておりますが、こちらについても引き続き実施をしております。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、2ページ目の下のところ、民生費、障害者多機能型入所施設整備事業ということで、予算額137万円を計上しております。

こちらは説明の中で、障害者への日常生活支援及び地域生活へ移行するための支援を行い、日中活動の場も併設した多機能型入所施設の整備に受けた調査検討ということで、具体的には、平成31年度に設計着手を目指すということで、長期計画のほうに記載しておりますので、それに向けて、事業者を選定するための費用として、計上しております。

続きまして、3ページが一番上、パラリンピック促進事業につきましては、先ほどご説明した内容になっております。

その下の障害者施設自主生産品開発支援事業、こちらにつきましては、今回、新規に行う取り組みになっております。

就労継続支援B型事業所ですとか、生活介護の事業所に対してなんですけれども、工賃向上というのが重要になってくるかと思えます。事業所の運営しかり、利用者さんのモチベーションのアップしかり、そういったことを目的としまして、今後、「るーくる」などで販売していただいている自主生産品、こちらについて、商品の質の向上ですとかラインナップの充実ですとか、そういったこともできていければいいんじゃないかということで、補助事業ということでございます。

具体的には、補助基準額としては20万円まで、補助率としては4分の3なんですけれども、自主生産品の生産設備整備費用の一部を補助するものでございます。なので、事業所さんに対して出す補助という形になります。

対象は、申し上げましたとおり、就労継続支援B型事業所と、あと生活介護の事業所ということで、新商品の開発だけではなく、既存の商品についても付加価値を向上させ、単価アップ、販売拡大につながるような設備の買いかえであれば、対象としていきたいと考えております。

加えて、販売促進のための、例えばチラシをつくるとか、そういった費用についても対象としていきたいと考えております。具体的に補助対象になる生産設備の例としては、例えば布製品用のミシン、織り機、焼き菓子用のオーブンですとか、そういったものを考えております。

事業期間としては、東京パラリンピックを迎えますので、31年、32年、この2年間と考えております。

また、申請等、具体的なことにつきましては、個別に皆様にメールでお知らせ等させていただきますので、具体的なこと決まりましたら、ご案内をさせていただく流れになります。

続きまして、4ページ目に参ります。

民生費、上から2番目、手話通訳者・協力員養成事業（養成クラスの新設）、こちらについてのご説明になります。

江東区としては、これまでの取り組みとして、聴覚に障害がある方にとって、コミュニケーション手段の一つである手話というのは、大変重要であると認識しておりまして、30年度、今年度も手話通訳者を養成するための講習会の増設をしております。

具体的には、これまで入門と基礎コース、昼と夜の2コースがある一方で、中・上級クラスについては夜コースのみだったんですけれども、手話通訳者へ門戸を広げるために、中級・上級クラスについて、昼コースを増設いたしました。

さらに、こちらの予算のほうは、31年度の取り組みなんですけれども、これまで手話講習会の上級コースを終了した方向けに養成コースというのを新しく増設するというものでございます。

手話通訳の試験はかなり難しく、合格するためには平均4年から6年ぐらい、皆さん勉強されて受験をされるということなんですけれども、本区においては、入門・基礎から始まって、3年間での養成をこれまで目指してきたところなんです、平成29年度は合格者1名ということで、非常に狭き門となっております。

今後、手話通訳の方の登録が増えることを目指しまして、また地域で活動していただく方の養成を一層強化していく必要があると考えまして、今回の取り組みをさせていただくということになります。

それから、手話協力員という方がいらっしゃるんですが、これまでなかなか実質的には活躍の場がなかったこともございますので、この養成コースの受講生を協力員として位置づけをして、手話を使ったボランティア活動ですとか、そういった活動を精力的にしていっていただければと考えております。

これは単なるボランティア活動ということだけではなくて、そういった活動をしていく中で、手話技術のスキルアップの向上を目指していただいて、手話通訳者に合格することを目指していただくような、OJTとして活用していただければということも検討しております。

なお、手話通訳の登録試験については、これまで本区独自で行っていたものなのですが、今後、手話通訳者全国统一試験に移行する予定となっております。これによって、試験の透明性ですとか、公平性の担保を図ってまいりたいと考えております。

次の資料、その下の障害児（者）通所支援施設管理運営事業、こちらにつきましては、塩浜福祉園において指定管理者制度を31年度から導入する予定になっておりますので、そちらの予算となっております。

雑駁ですが、説明は以上となります。

【新田会長】 では、今の説明に対しまして、何かご質問。

はい、加藤委員、お願いします。

【加藤委員】 区民委員、加藤です。

すみません。ほんとうに無知で申しわけないんですが、この予算案というのが障害者にかかわる江東区のもの全てを指しての予算であるのかどうかと、それから各項目について、それぞれこういう数字で使われているんだなというところでは、情報としてわかるんですが、これが人口に対して妥当なものなのか、それとも税収に対して妥当なものなのか、ほかのどこかの都市と比較して妥当なものなのかというところがわからないので、この金額が多いのか少ないのか、項目が足りているのか、それとも多いのかというのがわからないんですが、そういう情報をいただくと助かります。

【新田会長】　　そういう何か、今すぐじゃ無理かもしれないんですけど、分析する方法はありますか。多分こういうのって、地域によって結構でこぼこがあるってとは思うんですけども。情報として、どこかで整理していただくということによろしいんですかね。今すぐは多分無理だと。

【障害者支援課長】　　施策の分析は可能だと思うんですけども、ちなみに事業なんですけど、今お示したものは主なものとなっております。ものすごくたくさんの方の福祉に関しての事業がございます。主な予算案としてお示ししていて、新しいものであるとか、事業を拡充するものについて、今年度大きく変わったものについて、今ご説明をさせていただきました。

【加藤委員】　　わかりました。ありがとうございます。

【新田会長】　　よろしいですか。

はい、お願いします。

【平松委員】　　今のご質問、ご意見に関連してですけれども、東京都のほうは大体のデータを持っているはずですよ。23区のいろいろな障害福祉サービスについて。それで、データ、種類によっても違いますけれども、大まかに言うと、東京都で出している障害福祉サービスの23区の大体どの区がどれぐらいのことをやっているかと、大まかなものを見ますと、江東区は真ん中より下ということにははっきりしているとは思いますが。もっと詳しい情報は都のほうにあるので、それぞれについて、江東区は、この点は十分できているとか、できていないとか、大体予算どれぐらいとか、そもそもやっている、やっていないとか、そういうのも出していただければいいのかなとは思っております。

【新田会長】　　ほかに何かありますか、事務局、よろしいですか。

【服部委員】　　区民委員の服部です。

すみません、k o t oパラリンピックアート計画について意見したいんですが、テーマがパラリンピックをテーマと書いてあるんですけど、パラリンピックと聞くと、障害がある人がスポーツをやるってイメージなんです。それを求めているなら、障害がある子供たちに障害のある自分たちの絵を描けということなのかなというのがちょっと不思議に思うんですね。そのテーマは必要なのかなって。子供たちが、障害を持った子供たちが好きな作品をつくって、それを見てもらえれば、それだけでも十分作品展でいいんじゃないのかなと思うんです。

それから、分ける必要があるのかなと思うんです。オリンピック・アンド・パラリンピックというふうだったら、ユニバーサル作品展みたいな感じで、障害がある子の作品もあるし、健常の子たちの作品もあるという感じで、まぜてやる作品展でもいいのかなって。わざわざ分ける必要があるのかなというのもすごく思うんですけど、どうなんですかね。

【新田会長】　じゃ、よろしいですかね、一緒のご意見、もし近いんだったら。

【新田会長】　先にご意見いただいて、回答いただくというのでどうでしょう。

【中山委員】　今の作品展に関しては、障害者作品展とこの作品展のまず違いが知りたい。それと何をイメージしているのかわからないんですが、絵とかそういうのをイメージされている。私たちは視覚障害ですので、パラリンピックに合わせた編み物ってなんだろうって考えちゃったんですね。何の意味があるのか全くわからない。その意味があるのかというところを教えてください。

【新田会長】　では、事務局、回答しますか。

【障害者支援課長】　事務局から回答させていただきます。

最初に服部委員からお話のあった、障害がない子供だっていいんじゃないかという点なんですけど、それはおっしゃるとおりで、そういった意味では、障害がある方もない方も一緒に作品をつくるとか、そういったことはやっていければ良いのではないかと考えております。

まず、東京オリンピックのほうはやはり大きく盛り上がっていると思うんですけれども、オリンピックとパラリンピックと見たときに、パラリンピックが盛り上げていかなきゃいけないし、皆さんにもっと知ってもらいたいというところから、この事業を考えているわけです。

いろいろテレビのCMとか、そういったところでも、パラリンピック、TEAM BEYONDとか東京都のほうでもやっていますけれども、そういった形でいろいろ普及に関する取り組みはやってきているところだと思います。パラリンピックのパラスポーツで、こんなおもしろいものがあるとか、そういったことを皆さんが知っていただくことのきっかけの一つとなればということで、今回テーマをパラリンピックとさせていただいているところです。

作品が抽象的でパラリンピックがテーマなのか、なかなか他の方が見て難しいとかもあるかもしれないんですけれども、これはその方にとってパラリンピックなん

だということであれば、このテーマの、この事業の作品として取り扱っていききたいなど考えております。

【新田会長】　じゃ、まず服部委員が手を挙げたので、服部委員からでいいですか。

【服部委員】　すみません、何度も。服部です。

知的障害の子にパラリンピックを理解しろと言って、それでテーマに沿ってつくれというのはとても難しいと思います。なので、やはりテーマはないほうが好きなものをつくって、いい作品ができるのではないかと思います。

障害者イコールパラリンピックなんですけど、パラリンピックって、基本、身体障害を持った人のパラリンピックという、オリンピックのパラリンピックバージョンであって、障害がある人ってそれだけなのかといたら、ろうあ者のための、デフリンピックとか、知的障害のためのスペシャルオリンピックスという大会もあるんです。

だからパラリンピックが全てじゃない。障害がある人って、いろいろなオリンピックの形があるので、そういうのも知ってもらうのも大事なのかなと思うので、ユニバーサルとして、そこでこういうパラリンピックもあります、でも実はデフリンピックもあります、スペシャルオリンピックスもありますという、いろいろなことを知ってもらう機会になればいいのかなと思うので、パラリンピックを周知してもらうのも大事だとはおもいますが、ぜひ検討したいいただきたい。

【新田会長】　わかりました。パラリンピックという、今来ているものを利用して、さまざまな、まだバリアありますよということを広報する機会にひとつ利用したらいいのかなというような意見もあると思います。だから、おっしゃるとおり、デフリンピックとかスペシャルとかも一緒にアピールしていくというのはあり得ると思うので、この具体的なテーマの辺だけ少し考えていただいて、方向はありかなと思いますけれども。

ということで、もう一人、手を挙げられていませんでしたっけ。

【油井委員】　油井です。

デフリンピックの話も今出ましたけれども、こちらの資料を見ますと、ちょっと聞こえない人たちが見ると関係ないのかなという考え方があって、聞こえない人たちにとっては、意識が低くなるのかなと思います。デフリンピックがあるとパラリ

ンピックには出場していないので、その辺はどうなのかなと思っていますが。

【新田会長】 わかりました。事務局として、その辺、今後検討していただく余地はあるかなと思うんですが。

【障害者支援課長】 事務局です。

いろいろ貴重なご意見をいただきまして。この事業は、皆さんが楽しく作品をつくっていただいて、今回来るパラリンピックを盛り上げていけたらな、地域の人とも交流ができたらなということを主眼としている事業になりますので、決して、これだからだめ、あれだからだめということを厳しく限定していこうという意図ではないんですね。

なので、もちろんデフリンピックとかスペシャルオリンピックスというものがあるというのも存じております。ただ、今回、2020年に来るのがパラリンピックなので、それをきっかけに大きく障害の理解が広がっていくきっかけになればいいな、皆さんが楽しく作品をつくってくればいいなということを考えておりますので、事業者選定をして、どういうふうに作品展示とかやっていくか考えていきますので、またそういったご意見も踏まえて、検討を進めていきたいと思っております。

【新田会長】 お願いします。

【中山委員】 障害者作品展とこの作品展と2つ抱えるというのは、非常に荷が重い。今の話を聞いていたら、周知をしたいのであれば、例えばパラリンピックやオリンピックやデフリンピックもアビリンピックも何でもいいと思うんですが、それを題材、あるいはテーマ、あるいは感想でも何でもいいんですが、そういうので、別に障害者が出すものではないというのであるならば、一般の方に、そういうテーマで写真であったり、絵であったり出してもらって、それをきちっとした形で、ユニバーサルな形の作品展にしてほしい。

何が言いたいかというと、作品展にしても、写真のまんま展示していても、私たちはそのままスルーしているんですよ。だったら、その写真にきちっとキャプションをつけて、わかるようにするとか、造形のものもさわれるように工夫してくださいとか、みんなが楽しめることは何かということを提案した形の作品展をやるんだったらおもしろい。

ただテーマをパラリンピックにして、じゃあ作品を出してくださいというのは、考えるほうも大変だし、はっきり言って、私には全然意味がわからないので、そう

してもらような形に変更するなら、すごくおもしろいと思います。だから方向性をもう一度一から考えていただきたいと思います。それから、ごめんなさい、別のことで1個だけ質問したいので、後でお願いします。

【新田会長】 では、ご意見としていただくということでいいでしょうか。

多分こういう事業って、皆さんどう思われるかわからないけど、2つの側面あって、一般の人を向いているのか、障害のある方を向いているのかというのだけど、結構提供するほうも難しいんだけど、確かに今おっしゃられたとおり、作品って見る側の人に対して、バリアをなくしていくという側面も、こういうのがないとという意味もあると思うんですよね。

ということで、ご意見として伺ったとして、では、何かご質問、ご意見がもう一つあるというのを。

【中山委員】 主な予算という形でお話が出ていたので、全部ではないかもしれませんが、近々の課題として、私から1つ。

今、手話通訳のお話が出たのですが、ヘルパーの不足、高齢化というのが待ったなしの状態です。これに対して、養成するための費用であったり、講習会を受けるための費用であったりというところで躊躇していたり、情報が伝わってなくてヘルパーが不足しているという事実が、別にうちの区だけではなくて、ほかでも起きています。

視覚障害者のためのガイドのヘルパーがほんとうに高齢化して、人数が足りていません。なので、これを養成するための事業者への予算であったり、ヘルパーさんへの講習費の免除とか、半額を助成するとか、そういうのも考えていただきたい。ヘルパー不足ということ、それから新しい仕事としてのヘルパーという仕事を一般の健常の方たちに周知するという意味でも、近々、緊急に考えていただきたいとお願いをしたいと思います。

【新田会長】 この点についてはどうでしょうか。お願いします。

【福祉推進担当部長】 すみません、担当部長の武田でございます。

いろいろご意見いただきまして、まことにありがとうございます。一つ一つ要望はいろいろなものがあるかと思うんですけど、なかなか区当局としての限られた予算の中でやるというのは、非常に厳しいものがあります。また、それぞれ、今日、ご意見をいただいたんですけど、全部が全部なかなか受け入れられるという部分も

ございませんので、できましたら、また意見シートにお書きいただいて、そういったご要望もお寄せいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

【新田会長】 あれですね、今回この説明の中で、聴覚障害のことがちょっと大きかったので、それに伴って、ほかのこともきちっと目を配ってほしいというようなご意見かと思うんですが、その辺については、また事務局のほうで引き続き、検討してください。

【障害者支援課長】 すみません、事務局です。

ヘルパーが足りないというご意見、非常に重く受けとめております。高齢の分野も含めまして、ヘルパーさんが足りない、人材不足というのはずっと言われてきておりますので、区としても重い課題と考えております。人材をまず集めるところからで、そこも含めて考えていかないと、やってきた人を育てるということと、2つの側面があると思うと思うんですけれども、これは今ここで答えが出せる問題ではないんですけれども、区としても課題として認識はしております。

【新田会長】 最後をお願いします。

【平松委員】 今の議論、その前のパラの議論もそうなんですけども、大事なことは、今日出たようないろいろな意見が、実際に区でパラリンピックアート計画の事業計画、予算が取れて、これでやりますという形で、今回こういう形で具体的に出てきたということですよ。だけど、それまでに、今日出たような議論がもっともっと事前にされたらいいんじゃないかなと思います。

次回の計画には、中心的な課題の一つとして、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムをつくるということ、これは区の計画にも32年度までとなっていますけど、具体的にどういうふうにつくるかということがまだあんまり明らかになっていませんね。それで、これは行政だけでやれることでは全くないと。国や都が具体的にいろいろな形出してきましたので大分明らかになってきましたけども、生活圏を中心に、その地域の住民の人たちの力をそこに結集しようとする、障害の種別に関係なく、障害だけでなく、例えば高齢者のこととか、子供のこととか、その地域の課題を地域の力を結集して、みんなで取り組もうよという、そういうことが基本になる。そのために基幹相談支援センターだというのが必要なんだという位置づけを国のほうが出してきていますよね。

具体的にどういう形をつくるかということは、協議会にお任せしていいのかとい

っても、協議会だけで済む、カバーできる範囲でもない。としたら、もっといろいろな地域の方も必要で、いろいろな課長、出ていらっしやるけども、いろいろな課の協力も必要でしょう。高齢者であれ児童であれです。

だけど、これをただ大きくするというよりも、実際は地域生活圏中心だったら、そこをつくっていくということも考えなきゃいけない。ここでも考えなきゃいけないとなるとそのことは、ぜひ会長、副会長も積極的に、この会をそういう形にしていくためにどうしたらいいかということを経務局とご相談いただいて、ぜひ進めていきたいと思ひますし、個別の提案はまた別の形で意見出させていただきますが、この会のこれからの進め方というか、役割ということについては、区から出されたことに対して、要望するとか質問するとかいう形ではなくて、協議会の中で議論するということが必要になってくると私はそう思ひますので、ぜひその辺のことを会長、副会長にもよろしくお願ひしたいということで、要望でございます。

【新田会長】 ありがとうございます。事務局と協議させていただきたいと思ひます。

3 閉会

【新田会長】 大分時間も過ぎてしまったのですが、最後に何かありますか。

【障害者支援課長】 恐れ入ります、すみません、1点だけ事務局から補足をさせていただきます。

細かい話で恐縮なんですけど、今日お示しいたしましたのは、予算（案）になりますので、これから区として、予算案として、こうしたいということなので、これから区議会の議決を経て正式に予算となりますので、その点だけ、済みません、補足させていただきます。

【新田会長】 ありがとうございます。

それでは、すみません、時間過ぎてしまひまして申しわけないんですけど、これで一旦、この会議としましては閉めさせていただきますして、次回の計画等推進協議会は、本年7月または8月の開催を予定しております。日程が近づきましたら、改めてご通知申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これをもちまして、本日の会議を閉会とさせていただきます。長時間にわたりまして、ありがとうございます。

【障害者支援課長】 ありがとうございました。

— 了 —